

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の
整理のため必要な事項を定める告示」の一部改正について

平成18年10月
自動車交通局技術企画課

1. 改正概要及び適用時期

- 再帰反射材に関する規定の見直しに伴う経過措置
再帰反射材に関する見直し後の規定（細目告示第133条の2及び第211条の2並びに別添52及び別添54）は、平成24年1月1日以降に製作される自動車について適用することとしていることから、平成23年12月31日までに製作された自動車についての経過措置規定を設けるための改正を行う。
- イモビライザの設定時間の変更に伴う経過措置
イモビライザの設定時間の変更に伴う改正規定（細目告示別添9）は、平成22年1月1日以降に製作される自動車について適用することとしていることから、平成21年12月31日までに製作された自動車についての経過措置規定を設けるための改正を行う。

2. スケジュール

- ・ 公布：平成18年10月5日
- ・ 施行：平成18年10月10日